自転車安全利用 五則 を 守ろう！

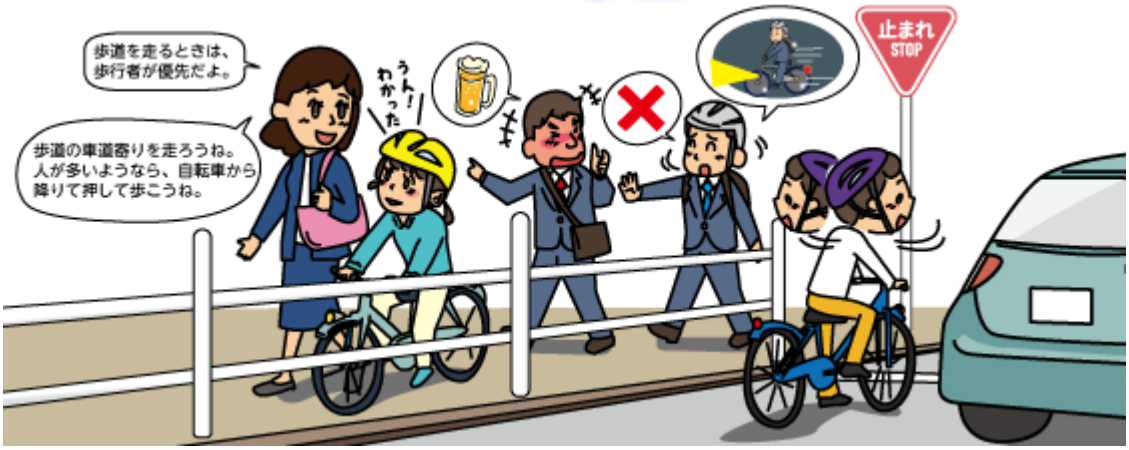

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車の仲間なので、車道を走らなくてはいけません。
車道の左側を走りましょう。
ただし、例外として、歩道を走ってもいい場合があります。

例　外

- この標識があるとき

標識がないときでも

- 13歳未満のこども
- 70歳以上の方
- 身体の不自由な方
- 車道を通ると危ないとき

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いてある場所では、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。
標識などがなくても、見通しの悪い場所では、徐行して左右の安全確認をしましょう。

3 夜間はライトを点灯

ライトを点灯すると、前方の様子が分かるだけでなく、他の車などにあなたの存在を知らせることになるので安全です。

4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間です。
お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけませんし、こどもはお酒を飲んではいけません。

5 ヘルメットを着用

2023年４月から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。
ヘルメットはあなたの頭部を守ってくれるアイテムです。
自転車に乗っていて事故にあい、死亡した人の半数以上が、頭部に致命傷を負っていました（2021～2023年中・兵庫県内統計）。
ヘルメットをかぶり、大事な命を守りましょう。

乗車用 ヘルメット を着用しよう

1. 全ての自転車利用者に、ヘルメット着用が努力義務化
2. 安全が確認されたマーク表示のあるヘルメットを使用

JISマーク　SGマーク　JCF公認マーク　JCF推奨マーク

CEマーク（EN1078）、CPSCマークなど、他にも安全基準が存在します

兵庫県警察本部　交通部　交通企画課